# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 5件

## 関東千葉国民年金 事案 4562

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、20歳になった平成9年\*月に国民年金に加入し、同時に国民年金保険料の免除申請の手続を行った。申請書の控えなどは残っていないが、当時学生であり、合わせて3回の申請手続を行った。申立期間についても全額免除の申請をしたので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金保険料の免除申請は、申立期間直前の平成9年度は申立人が20歳に到達した平成9年\*月に、申立期間直後の11年度は11年5月に行われていることがオンライン記録で確認できる上、申立人が大学在学中に納付免除の承認を受ける場合に必要とされる申請回数は3回であるなど、申立人の申述に不自然さは無い。

また、申立人は、「大学生時代にアルバイトをしていたが、両親の扶養の範囲内の収入であり、申立期間前後に大きな収入の変化は無かった。」と申述しているところ、申立人の両親の所得は、その標準報酬月額からみても、学生免除の基準を満たしていたことが推認でき、申立期間の保険料のみ免除申請を行わなかったような事情は見当たらない。

さらに、申立人の母は、「息子二人には、在学中は国民年金保険料の免除手続をきちんとするように言っていた。」と申述しているところ、オンライン記録から、申立人の兄は学生時代に保険料の免除申請手続を行っていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 関東千葉国民年金 事案 4563

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年6月まで

私は、会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときは国民年金に加入すべきものと思っていたので、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、加入して以降、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、結婚後も国民年金に任意加入し、国民年金被保険者の住所変更手続及び第3号被保険者への切替手続も適切に行っていることから、国民年金制度への理解及び納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金の加入手続の時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和54年1月頃と推認され、同時期において、申立期間の国民年金険料を納付することは可能である上、当時、申立人と同居していた申立人の母親は、50年1月に国民年金に任意加入し、申立期間を含め60歳まで納付済みであり、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和35年11月1日であると認められることから、当該資格取得日の記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月30日から同年6月1日まで

② 昭和35年11月1日から同年11月30日まで

③ 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和34年3月2日から43年3月31日まで勤務していたが、 申立期間①、②及び③が厚生年金保険の被保険者期間の空白の期間となって いる。申立期間も勤務していたので記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社C工場から同社本社に異動)、 当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「転勤する場合、例外はあるものの基本的には月初めが異動日になる。」としていることから、昭和34年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和34年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情 は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A社本社において昭和35年11月1日に被保険者資格を喪失し、同年11月30日に同社C工場において資格を取得しているが、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務していたこと(同社本社から同社C工場に異動)が認められる。

なお、異動日については、B社は、「転勤する場合、例外はあるものの基本的には月初めが異動日になる。」としていることから、昭和35年11月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険の資格取得日を昭和35年11月1日に訂正することが必要である。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和 43年3月31日まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、離職日が申立人と同様に昭和43年3月31日と記録されている者の資格喪失日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日であることが確認できる。

また、A社の元従業員は、「退職の際には末日を資格喪失日としていたようである。」と供述しているところ、上記被保険者名簿によると、末日に資格喪失している者が、上記の者以外に複数いることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間③当時の賃金台帳や源泉徴収簿等は保管しておらず、当該期間の保険料控除について確認できない。」と回答している。このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を61万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

私は、平成18年6月30日にA社を退職したところ、同年6月30日に支給された賞与が標準賞与額に反映されていないが、賞与明細書により当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の平成18年夏期(2006年夏)の賞与支給明細書により、申立人は同社から賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(61万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、B銀行から提出された申立 人の賞与振込銀行口座の取引明細表において、A社から平成 18 年 6 月 30 日 に賞与が振り込まれていることが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認 できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを 得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部署における資格喪失日に係る記録を昭和59年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行 していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和59年2月29日から同年3月1日まで 私は、昭和47年6月にA社に入社し、63年3月31日に退社するまで継続して勤務しており、申立期間が空白期間となっていることに納得できない。 調査の上、船員保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職一時金計算書、A社の回答及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間前後を通してA社B部署に所属していた。」と供述している上、A社は、「給与は継続して支給しており、申立期間は、船員保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B部署における昭和59年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は不明としているが、事業主が被保険者資格の喪失日を 昭和59年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は53万円、18年6月8日は49万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日

② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間① 及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保 険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に53万円、18年6月8日に49万円の賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の社会保険担当役員は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで 私は、C社に入社し、同社D支店が独立してA社になった後も昭和37年 9月30日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者 記録が空白となっているので年金記録を確認してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同様に、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者 名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A社に係る事業所別 被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日 に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同 社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書 により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認でき る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、 厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C社 における資格喪失時(昭和35年6月)からA社における資格取得時(同年10月)までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の同年6月の社会保険事務所(当時)の記録により、6,000円とすることが妥当である。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年6月3日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、同社C支店)における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

私は、年金事務所から、A社C支店から同社B支店へ転勤した際の申立期間に係る厚生年金保険の記録について確認してほしいとの連絡を受けた。昭和25年4月から平成2年3月まで同社に継続して勤務しており、同社B支店には昭和40年4月1日に転勤したので、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述及びA社C支店の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述及び元同僚の社員名簿から、昭和40年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周 辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和52年3月31日にC社の関連会社であるA社を退職し、同年4月1日にD社E工場(現在は、F社G製造所)に採用された。継続して在籍しているにもかかわらず、A社の厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日と記録されていることから、同年3月の被保険者記録が抜けている。空白期間があるのは事実と相違しているので記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された基本台帳及び関連グループ会社であるF社G製造所から提出された人事台帳から、申立人はC社の関連会社に継続して勤務し(昭和52年4月1日にA社からD社E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成7年11月にB社に入社し、その後、関連会社のA社との合併のため転籍した。関連会社間の合併であり継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び平成9年度分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び上記の給与明細書等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保 険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和52年4月1日にC社の関連会社であるA社からD社E工場(現在は、F社G製造所)に異動したが、当時、休職したことは無く、1か月分の給与を受領した上、厚生年金保険の保険料も控除され、退職金も通算して計算されてきた。申立期間も継続して在籍しているにもかかわらず、A社の厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日と記録されていることから、同年3月の被保険者記録が抜けている。空白期間があるのは事実と相違しているので記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された業務経歴表、職務歴一覧表及び 関連グループ会社であるF社G製造所から提出された人事台帳から、申立人は C社の関連会社に継続して勤務し(昭和52年4月1日にA社からC社D工場 に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて いたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年 2 月の社会保険事務所(当時)の記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日

と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支社における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

私は、A社B支社に勤務していた期間のうち、平成17年12月に賞与が支給され、厚生年金保険料も賞与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録には当該賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、C社からA社B支社に出向し、同支社に勤務していた。」と述べているところ、A社から提出された平成17年12月13日付けの賞与立替分の請求書には、A社が、C社から、申立人に係る同年12月の賞与に係る費用として、申立期間当時の厚生年金保険料率で計算された標準賞与額に基づく厚生年金保険料等を控除した金額を請求されていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、出向者に係る社会保険関係の届出及び保険料の納付は当社で行っていた。」と回答している。

以上のことから、申立人の給与及び厚生年金保険料については、出向元のC 社が申立人に給与を支払い、出向先のA社が控除された被保険者負担分と事業 主負担分の厚生年金保険料を合わせて、社会保険事務所(当時)へ納付する取 扱いが行われていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成17年12月9日に賞与の支払

を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与立替分の請求書により確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対して提出しておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月25日から同年5月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社し、平成7年3月31日に退職するまで継続して勤務した。申立期間は、同社本店から同社C支店へ転勤した時期であり、厚生年金保険の被保険者記録に欠落があることは納得できない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る資料に記載された所属歴から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記所属歴には、申立人のA社本店から同社C支店への異動辞令の発令日は「1966年4月1日」と記載されているが、B社は、「異動日に関するデータが保存されていないため、当該資料は、確認できる異動月の月初1日を発令日として作成した。」と回答していること、申立人の同社本店における資格喪失日は昭和41年4月25日であること、申立人と同じく同社本店で同年4月25日に資格を喪失した5人の転出先支店における資格取得日が同年4月25日と確認できることを踏まえると、申立人の異動日については、同年4月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私の年金記録は、A社B工場における資格喪失日が昭和40年3月30日、同社C工場における資格取得日が同年4月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間があるが、異動はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していた複数の元同僚4人の供述及び別の元同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記元同僚のうちの一人及び申立期間にA社における雇用保険の加入記録が確認できる別の元同僚一人は、「自分自身は昭和40年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動した。」と述べていること、及びこれら元同僚と同様に異動した申立人の同社C工場における資格取得日は同年4月1日であることを踏まえると、申立人の異動日については、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及 び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

# 関東千葉国民年金 事案 4564

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 11 月から 42 年 9 月までの期間、43 年 4 月から同年 12 月までの期間、44 年 11 月から 45 年 9 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 10 月までの期間及び 49 年 6 月から 51 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和 38 年 4 月から 40 年 10 月までの期間、42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間、44 年 1 月から同年 10 月までの期間、45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 11 月から 49 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年10月まで

- ② 昭和40年11月から42年9月まで
- ③ 昭和42年10月から43年3月まで
- ④ 昭和43年4月から同年12月まで
- ⑤ 昭和44年1月から同年10月まで
- ⑥ 昭和44年11月から45年9月まで
- ⑦ 昭和45年10月から46年3月まで
- ⑧ 昭和46年4月から47年10月まで
- ⑨ 昭和47年11月から49年5月まで
- ⑩ 昭和49年6月から51年7月まで

私の国民年金の記録は、昭和38年4月から51年7月までの国民年金保険料が未納となっているが、その期間のうち、A刑務所での服役期間(申立期間②)、B刑務所での服役期間(申立期間④)、C刑務所での服役期間(申立期間⑥)、D刑務所での服役期間(申立期間⑧)及びE刑務所(国の記録ではC刑務所)での服役期間(申立期間⑩)については、保険料の免除申請をしていたはずなので、調査してほしい。

また、上記の各服役期間以外の未納期間(申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨) については、母が国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、④、⑥、⑧及び⑩について、申立人は、「刑務所に収監されていた期間であり、国民年金保険料の免除申請をしていたはずである。」と主張しているが、受刑者の国民年金の資格取得等に係る取扱いを定めた昭和36年2月24日付け法務省矯正局長通達「矯正施設収容者の拠出制国民年金の取扱いについて」には、施設側が入所時等において受刑者全員に保険料の免除申請の手続をさせる旨の規定は無く、保険料の納付については、「原則として被保険者の領置金から納付されるものとするが、領置金がないか不足する場合には作業賞与金から納付の取扱いをすること。」とされていた。

また、申立人は、申立期間②、④、⑥、⑧及び⑩において収監されていた A、B、C、D及びEの各刑務所において、「看守から国民年金についての 説明を受けた覚えはあるが、国民年金に係る書類は書いた覚えが無い。」と述べているところ、A、B、C、D及びEの各刑務所は、「申立期間当時の 資料及び記録は保管期限(30 年)を過ぎて廃棄済みであるため、受刑者の 免除申請の手続にどう関わったか不明である。」と回答しており、当該期間 において、申立人に係る保険料の免除申請の手続が行われた事情はうかがえない。

さらに、申立人に係るB市の被保険者名簿(作成時期がB刑務所での収監時期とほぼ一致)及びF市の被保険者名簿(作成時期がC刑務所での収監時期とほぼ一致)が残されているが、当該名簿の「保険料の免除」記録欄に、申立人が国民年金保険料の免除を受けた記録の記載は無い。

加えて、C刑務所(申立人の主張はE刑務所)における申立人の最後の収 監期間は、申立期間⑩を含む昭和49年6月から52年8月までであるところ、 そのうちの申立期間⑩直後の51年8月から52年10月までの期間について は、55年4月から同年6月にかけて第3回特例納付による保険料納付が行 われており、「最後に刑務所を出てG市の親のところへ戻った頃、母が国民 年金保険料を出してくれ、それを郵便局へ納めに行ったことを覚えている。」 との申立人の申述を踏まえると、申立人は、その納付時点において、当該収 監期間の保険料が未納であったことを承知していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②、④、⑥、⑧及び⑩について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨について、申立人は、「服役期間以外の国 民年金保険料は、母が納付してくれたと思う。」と述べているところ、申立 期間当時、申立人の母はG市に居住しており、一方、申立人は、申立期間①、 ③、⑤、⑦及び⑨においてH市、B市、F市、I市等で国民年金の被保険者 資格を取得していることから、申立人の母は、申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付できる状況にはなかったことがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料については、特例納付により納付することが可能であったが、申立人の特殊台帳に記載された特例納付に係る記録から、昭和51年8月から52年10月までの期間の保険料は第3回特例納付により納付されたことが認められるものの、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨の保険料については、特例納付が行われていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨の国民年金保険料の納付に関与していなかったところ、それらの保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しており、保険料の納付状況について確認することができない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 関東千葉国民年金 事案 4565

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年3月まで

私は、結婚を契機に父に勧められたので、昭和51年4月に夫婦一緒に国 民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、申立期間について妻の 保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納となっていることに 納得できない。申立期間当時、父がA納税貯蓄組合の組合長であり、国民年 金保険料の集金を行っていたので、息子の私の保険料を納付していなかった ことはあり得ない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年4月に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国 民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記 号番号は昭和55年8月2日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出され ており、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年8月又 は同年9月頃に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違している。

また、上記の加入手続時点を基準にすると、申立期間のうち昭和 51 年4月から53年6月までの27か月間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。他方、53年7月から55年3月までの21か月間は、保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は、申立期間当時、A納税貯蓄組合以外で保険料を納付したことはないと申述しているところ、A納税貯蓄組合では、過年度保険料を扱うことはなかった上、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、当該期間に係る保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出 簿検索システムによる調査の結果並びにA市に照会した結果においても、申立 期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が、申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立人及びその妻の国民年金の加入手続に関与しておらず、「亡くなった父が行ったと思う。」と申述しており、加入当時の状況について確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、「昭和51年4月に夫婦一緒に国民年金に加入したのに、 二人の手帳記号番号が連番ではないので、妻の手帳記号番号の前後1番違いに 自分の別番号があり、納付記録もあるはずだ。」と主張しているが、前後の番 号はいずれも実在する別の国民年金被保険者のものであり、申立人のものでは ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 関東千葉国民年金 事案 4566

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年7月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年7月まで

私の夫は申立期間に郵便局の簡易生命保険に加入していたので、当時、女性の郵便局職員が簡易生命保険料を自宅に集金に来ており、私は昭和44年10月、その女性職員に国民年金の加入を勧誘され、国民年金の加入手続を行った。その後、その女性職員に対して国民年金保険料を毎月預けて納付していたのに、年金記録では申立期間が未加入期間となっており、納得できない。申立期間の国民年金保険料を納付済みの記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年10月に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、50年7月22日に社会保険事務所(当時)からA市へ払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳には、同年8月13日に申立人が任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されていることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたことが推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて厚生年金保険の被保険者であり、被用者年金制度に加入する者の配偶者である申立人は、申立期間において国民年金の任意加入対象者となり、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、夫が郵便局の簡易生命保険に加入して おり、郵便局の女性職員が簡易生命保険料の集金に来ていたので、国民年金保 険料も、その女性職員に預けて納付していた。また、夫が郵便局の簡易生命保 険に加入したのは1回だけである。」と申述しているところ、現在、簡易生命 保険の管理業務を受託している株式会社かんぽ生命保険は、「昭和36年以降の期間を調査した結果、申立人の夫の加入記録は平成8年11月5日申込みの10年支払即時定期年金保険のみである。」と回答しており、申立人が記憶する夫の簡易生命保険の加入時期と申立期間は重複するところが無いことから、申立人の申述内容には不自然さがうかがえる。

加えて、申立期間は70か月と長期間である上、オンラインシステムによる 氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申 立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たら ない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 関東千葉国民年金 事案 4567

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から59年3月まで

私は、A市内の専門学校を卒業した後、昭和55年4月に同市内の歯科医院に就職したが、就職先が個人経営のため厚生年金保険には加入していなかったので、自分で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、給与振込先にしていたB銀行(現在は、C銀行)から、口座振替により納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年4月の就職後に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、59年2月2日に社会保険事務所(当時)からD市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、申立人の国民年金の加入手続は同年6月又は同年7月頃までに行われたものと推認されることから、当該加入手続が行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される上記時点では、申立期間の うち57年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間 である。

さらに、申立人は、「申立期間当時、銀行から口座振替により国民年金保険料を納付していた。」と述べているが、申立人が申立期間のうち昭和 55 年4月から 57 年 3 月までの期間に居住していたとする A 市では、同年 4 月 1 日に保険料の口座振替が導入されたことが確認できることから、申立期間の一部の期間については、申立人は口座振替により保険料を納付できない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出 簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉国民年金 事案 4568 (事案 935 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年12月まで

私は、会社退職後に結婚しA市に住んでいたときに国民年金保険料の請求 書が来たので、6万円ぐらいをまとめて納付した。昭和52年以降に、夫が 特例納付する前に納付しており、自分の年金のことなので良く覚えていると して、申立てを行ったが認められなかった。この度、昭和55年度の国民年 金保険料領収証書及び56年度以降の国民年金保険料納付明細書等を提出す るので、再度、審議してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、申立期間の国民年金保険料について、6万円ぐらいを一括納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年12月以降に申立期間の保険料を一括納付するには、第3回特例納付により納付することとなるが、この場合の申立期間の保険料額(30万円)は、申立人の主張している納付金額とは大きく異なること、ii)申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、50年9月以前は時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii)申立人の夫も、45年12月から52年3月まで未納となっており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成20年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、昭和55年度の国民年金保険料領収証

書及び56年度以降の国民年金保険料納付明細書等を提出しているが、これらは申立期間以降の保険料納付に関するものであり、当該資料から申立期間の保険料が納付されたことを推認することはできない。

また、申立人は「申立期間に係る国民年金保険料の領収証書は保険料合計金額が既に印刷されており、その合計金額には百円単位か十円単位の端数があった。」と申述しているが、第3回特例納付の保険料は月額4,000円であったことから、合計金額にそのような端数が発生することはなく、申立人の申立期間の保険料納付に関する記憶は明確ではないことがうかがえる。

さらに、申立人は、当初の申立てから申立期間の国民年金保険料として約6万円をまとめて納付したと主張している一方、改めて申立人に確認したところ、「申立期間の保険料を特例納付したか過年度納付したかは分からない。」と述べており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

これらの事情は、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 関東千葉国民年金 事案 4569

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成16年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成16年3月まで

私は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となり、国民年金保険料の納付が不要となったが、関係する役所からは、第3号被保険者となった以降の期間については保険料の納付が不要である旨の通知及び連絡を受けたことはなく、それ以前と同様に保険料の納付書が送付されてきたので、申立期間の保険料を納付していた。これまで納付してきた申立期間の保険料は還付されておらず、申立期間が保険料を納付した記録となっていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和61年4月に国民年金の任意加入被保険者から第3号被保険者となった後も、送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳には、任意加入被保険者から第3号被保険者へ種別が変更された日が「昭和61年4月1日」と記載されている上、オンライン記録により、申立人の同年4月1日付けの第3号被保険者該当記録は、社会保険事務所(当時)において同年4月18日に処理されていることが確認できることから、この後に保険料の納付書が発行され送付されていたとは考え難い。

また、申立期間は216か月と長期間にわたっている上、戸籍の附票から、申立人は申立期間においてA市、B市、C区、D市の順に住所を変更していることが確認できるところ、国民年金保険料の収納業務が平成14年4月に国に一元化されるまでは、このうちのA市、B市及びC区において申立人に係る収納業務を取り扱うこととなるが、2市1区のいずれにおいても同一人に対して同様の事務処理誤りを繰り返すとは考え難い。

さらに、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間

であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 関東千葉国民年金 事案 4570

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から54年2月まで

私は、結婚のため昭和53年9月15日に夫とA市へ転居し、転入に伴う各種手続のため何度か同市役所に行き、その際、国民年金の加入手続も行った。その後しばらくして国民年金保険料の納付書が届き、A市内の金融機関の窓口で定期的に保険料を納付していたはずであるので、申立期間が納付済みとされていないことは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年9月に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿により、同年12月20日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、54年3月8日に申立人が任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されていることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたことが推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間当時は、被用者年金制度に加入する者の配偶者は国民年金の任意加入対象者とされていたところ、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて共済組合員であること、及び戸籍謄本により確認できる申立人の婚姻日は昭和53年9月\*日であることから、申立人は、申立期間において国民年金の任意加入対象者となり、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出 簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された ことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、加

入手続及び申立期間の保険料納付の具体的な状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月7日から34年9月頃まで 私は、A社に昭和31年9月に入社し、少なくとも3年は勤務していたが、 厚生年金保険の被保険者期間が31年9月1日から同年10月7日までの期間 しかないことに納得できないので、調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたと主張している。 しかし、A社は、平成4年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が氏名を挙げた元事業主及び元同僚4人は既に死亡している上、同社の後継会社であるB社は、「申立期間当時のA社のことについて知っている者はいない。同社の従業員台帳、賃金台帳等の関係書類は引き継いでいない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の事業所別被保険者名簿において、申立人の次に記載してある被保険者に係る資格取得日は昭和31年11月16日と記録されているところ、当該被保険者は、「A社への入社日は同年11月頃である。申立人のことは知らない。」と供述し、他方、申立人も、「申立期間当時、私が一番若く、私の後に入ってきた者はいなかった。当該被保険者について記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び上記被保険者名簿の記録において、申立人の資格喪失日は昭和31年10月7日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 関東千葉厚生年金 事案 5364 (事案 157 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から42年9月1日まで 私は、昭和39年1月から42年8月末まで、A社に勤務していたが、この 期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。一緒に勤務していた元同僚

が作成した文書を再度提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間のA社における申立人の雇用保険の加入記録は存在しないこと、ii)申立人から提出された事業主が作成したとする文書及び元同僚が作成したとする文書については、勤務していた期間及び時期など内容が不明で、この文書からは厚生年金保険料を控除されていたことが確認できないこと、iii)申立人が事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等を保有しておらず、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成20年10月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして元同僚が作成した文書を再度提出し、再申立てを行っているが、この文書は当初の申立て時に既に判断されたものであり、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことはうかがえない。

また、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに年金記録確認千葉地方第 三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申 立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員任意継続被保険者として船員保険料を納付していたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月26日から51年6月23日まで

② 昭和51年11月1日から52年7月1日まで

私は、昭和50年12月頃、A社を退社し、51年1月上旬頃、B県庁で船員保険の任意継続加入の手続をしたが、同年6月23日で資格取得し、同年7月1日に資格喪失した年金記録となっており、申立期間①の記録が欠落している。また、申立期間②については、C市のD事業所(現在は、E事業所)に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者期間がない。申立期間①及び②について、調査をして年金記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社を退社し、会社から船員保険の被保険者期間が老齢年金の受給資格要件の180か月に6か月不足すると言われたので、昭和51年1月頃船員保険の任意継続加入の手続をした。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人の船員保険の被保険者期間は、任意継続加入した51年6月23日から同年7月1日までの1か月間を加えると180か月であることが確認できる。

また、船員保険の任意継続加入に係る被保険者名簿から、申立人は、昭和51年6月23日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が船員保険の任意継続加入被保険者として、申立期間に係る船員保 険料を納付したと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人から提出された2枚の嘱託書により、D事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B県は、「申立人は、申立期間当時、臨時雇用で、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、申立人同様臨時雇用の期間を有する元同僚は、「臨時雇用期間は、 厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月31日から60年12月1日まで 私は、昭和53年12月1日から62年8月末日までA社(現在は、B社)で 正社員の運転手として継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の 加入記録が欠落していることは納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同時期にA社に勤務し、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者期間の空白が確認できる元同僚は、「厚生年金保険が途中で切れている期間は、アルバイト扱いだった。アルバイトは保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

また、A社の元運行管理者は、「申立人を覚えているが、昭和62年9月頃までの間、正社員として継続して勤務していたとは記憶していない。当時、正社員の運転手は、売上金から歩合で給与を支給され、売上げが少なかったり、欠勤すると、厚生年金保険の加入を切られたこともあった。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、「申立期間当時の関係 資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の保険料控除の 事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から同年12月まで

② 昭和28年1月から同年6月まで

私の夫は、昭和27年9月1日から同年12月までの期間はA社に、28年1月から同年6月までの期間はB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

を確認することができない。

1 申立期間①について、申立人が所持していた履歴書によると、申立人が昭和27年9月1日から同年12月までA社に勤務していた記載が確認できる。しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにより、申立人の妻が主張するC(地名)又はD(地名)において、「A」の名称で厚生年金保険の適用事業所の有無について調査したところ、C(地名)に適用事業所が4社確認でき、そのうちのC(地名)のE(地名)に所在したA社のみが、申立期間①当時、適用事業所であったものの、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における当該事業所での在籍の有無

また、当該事業所において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者となっていた者で所在が判明した三人に照会したところ、いずれも回答を得られたが、「申立人を知らない。」と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が所持していた履歴書によると、申立人が昭和28年1月から同年6月までB社に勤務していた記載が確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにより、申立人の妻が主張するC(地名)又はD(地名)において、「B」又はこれに類似する名称で厚生年金保険の適用事業所の有無について調査したところ、C(地名)のF(地名)にG社の名称で適用事業所が1社確認でき、申立期間②当時、適用事業所であったものの、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間②における当該事業所での在籍の有無を確認することができない。

また、当該事業所において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者となっていた者で所在が判明した三人に照会したところ、そのうちの一人から回答を得られたが、「申立人を知らない。」と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。